ＰＴＡ活動ボランティア規程

（趣　　旨）

第１条　この規程は、県Ｐ連安全互助会が委託する保険会社の約款に基づき、会員と同居していない親族等が日本国内におけるＰＴＡの活動に参加することにより、人身を傷害したことについての見舞金、又は第三者に与えた損害のてん補金を支払うことに関し、必要な事項を定めるものとする。

（受　給　者）

第２条　受給者は下記の（１）（２）の者とする。ただしＰＴＡ活動への参加が事前にＰＴＡより認められている者で、ＰＴＡの活動に参加し人身を傷害又は第三者から損害賠償の請求を受けている者とする。

なお、死亡の場合は法定相続人とする。（表１並びにイメージ図参照）

（１）ＰＴＡ会員と同居していない親族 ※1

（２）ＰＴＡ活動のために、会長が参加協力を依頼した者（個人）

（給付の対象）（適用除外）（給付基準）（報告）（給付金の支払請求）（除斥期間）（規程改正事項の処理）については、安全互助会給付規程を適用するものとする。

【表１】

ＰＴＡ会員・同居している親族	ＰＴＡ安全互助会が適用されます
(1)同居していない親族 （別居の祖父母など） (2)会長が依頼した個人	「PTA活動ボランティア名簿」(様式1)で 事前登録することで、ＰＴＡ安全互助会が適用されます
ＰＴＡとともに活動する団体 （自治会・老人会等の会員）	それぞれの団体の保険を適用する。 （自治会活動保険・一日保険など） ＰＴＡ活動ボランティア登録はできません

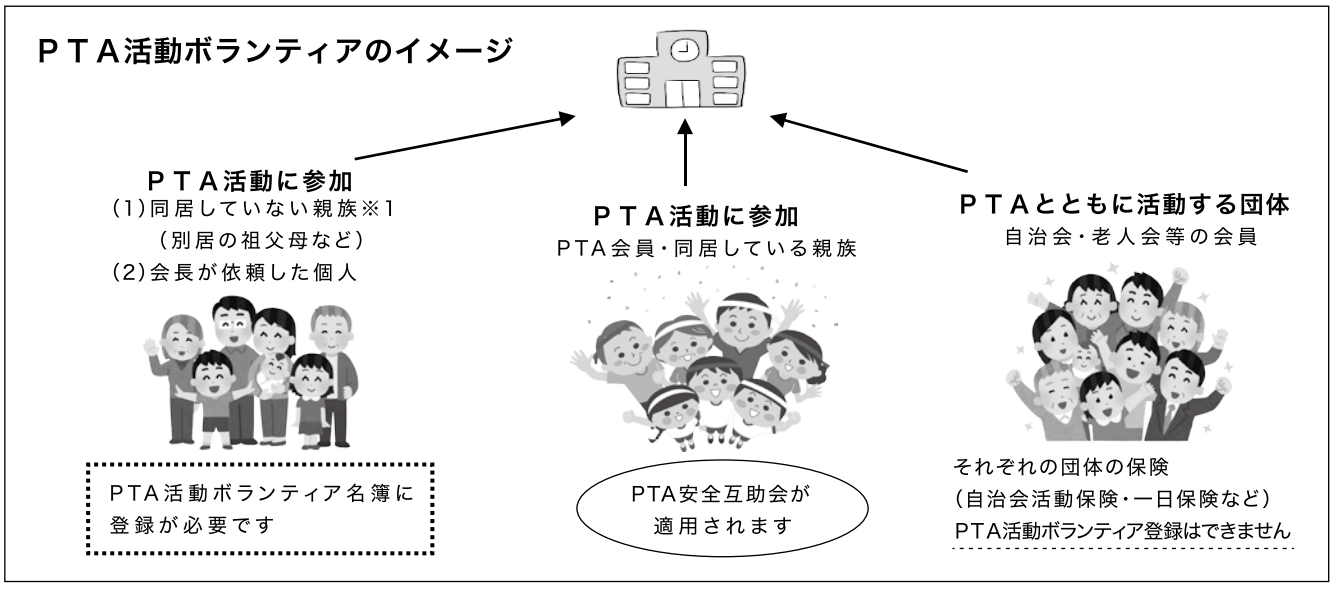

※１　P.25の用語の定義をご覧ください

付則

１　この規程は、令和４年２月19日から効力を生ずる。